

健康づくりの推進に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）とアフラック生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、双方が有する資源を有効に活用し連携と協力のもと、函館市民の誰もが健やかに暮らすまちを共に創る行動主体として認め合い次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携および協力を行い、函館市における健康づくりの推進を通じて、相互の利益に資するとともに、それぞれが有する機能を効果的に発揮した協働事業の展開により、函館市民の健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲と乙は、この協定に基づき、次に掲げる事項について協働事業を実施するものとする。

- (1) がん啓発に関すること。
- (2) がん検診受診率向上に向けた取組みに関すること。
- (3) その他健康増進事業に関すること

（連携の実施）

第3条 この協定に関わる協働事業の実施に当たり、甲と乙の間で詳細な取決めなどが必要となる場合は、別途協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲および乙は、第2条に定める連携事項等の検討および実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承認を得ずに第三者に開示・漏えいまたは本協定に定める目的以外のために使用してはならない。

2 甲および乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとし、有効期間満了の日の1月前までに甲、乙のいずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定の運用等に疑義が生じた場合は、甲および乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和7年7月29日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長

大泉潤

函館市梁川町5番8号

乙 アフラック生命保険株式会社函館支社

支社長

大久保晴之